

家系図作成・相続等を目的とした戸籍証明書の請求される方へ

家系図の作成や相続関係の確認などのために、出生から死亡までの連続した戸籍や複数世代の**広範囲の戸籍を請求される場合**は、戸籍の検索および内容確認に通常より多くの時間を要します。

このため、請求内容によっては当日中に証明書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

当日交付ができない場合について

次のような場合は、窓口で受付のみ行い、後日の交付とさせていただくことがあります。

- 家系図作成等のため、複数世代にわたる戸籍を遡って請求する場合
- 出生から死亡までの戸籍をすべて取得する必要がある場合
- 改製原戸籍・除籍など、複数の戸籍の確認が必要な場合
- 他市区町村の戸籍内容の確認が必要な場合

※請求内容や戸籍の状況によっては、**交付までに最大10営業日程度**お時間をいただく場合があります。

◆後日交付の場合は、受付時に受付票をお渡しし、戸籍が準備できましたらお電話でご連絡します。受取時には必ず申請者本人が本人確認書類を持参のうえ、ご来庁ください。

窓口混雑時の対応について

窓口の状況や請求件数により、他の来庁された方のお手続きに支障が生じることを避けるため、当日の処理が困難と判断される場合には、後日の交付をご案内することがあります。

市民課では、限られた窓口業務の中で戸籍事務を行っております。

迅速かつ正確な証明書発行のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

円滑な手続きのためのお願い

窓口での手続きを円滑に行うため、可能な範囲で次の事項をご確認のうえお越してください。

- 本籍地
- 筆頭者氏名
- 必要な戸籍の範囲(例:出生から死亡まで など)
- 使用目的(相続手続き・家系図作成など)

情報が不明な場合は、戸籍の特定や検索に時間を要することがあります。
